

那覇市告示第 1 号

平成 25 年 4 月 1 日

那覇市屋外広告物条例の規定による禁止地域等及び禁止物件の指定について 那覇市屋外広告物条例(平成 24 年条例第 69 号。以下「条例」という。)第 9 条第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び第 9 号並びに第 10 条第 5 号の規定により、屋外広告物の禁止地域等及び禁止物件を次のように定めたので、条例第 55 条の規定により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 条例第 9 条第 2 号の規定により指定する地域 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財(建造物に限る。)の敷地から 50 メートル以内の地域
- 2 条例第 9 条第 3 号の規定により指定する地域 沖縄県文化財保護条例(昭和 47 年沖縄県条例第 25 号)第 4 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定により指定された有形文化財(建造物に限る。)又は民俗資料(建造物に限る。)の敷地から 50 メートル以内の地域
- 3 条例第 9 条第 4 号の規定により指定する地域 那覇市文化財保護条例(昭和 48 年那覇市条例第 24 号)第 5 条第 1 項の規定により指定された建造物の敷地から 50 メートル以内の地域
- 4 条例第 9 条第 5 号の規定により指定する区間 那覇市の区域内における高速自動車国道、一般国道、主要地方道及び一般県道の全区間
- 5 条例第 9 条第 6 号の規定により指定する区域は、次に掲げる道路の区間の路端から両側 300 メートル以内

道路の種類	路線名	区間
高速自動車国道	沖縄自動車道	那覇市首里崎山町的那覇糸満線との交点から南風原町字新川境まで
一般国道	332号	那覇市字鏡水（那覇空港）から那覇市垣花町の国道331号との交点まで
一般県道	那覇空港線	那覇市字鏡水の国道332号との交点から那覇市字安次嶺の国道331号との交点まで

6 条例第9条第8号の規定により指定する区域は、次に掲げる河川の河川区域

河川名	種類	河川区域
国場川	二級河川	左岸：那覇市字上間271-11地先から漫湖を含み明治橋に至る。 右岸：那覇市字真地286-4地先から漫湖を含み明治橋に至る。
安里川	二級河川	左岸：那覇市首里崎山町4-212-8地先から泊高橋に至る。 右岸：那覇市首里鳥堀町5-39-2地先から泊高橋に至る。
久茂地川	二級河川	左岸：那覇市牧志1丁目地先の安里川分派点から国場川合流に至る。 右岸：那覇市前島1丁目地先の安里川分派点から国場川合流に至る。
潮渡川	二級河川	左岸：那覇市久茂地2丁目地先の久茂地川分派点から海に至る。 右岸：那覇市前島1丁目久茂地川分派点から海に至る。
安謝川	二級河川	左岸：那覇市首里石嶺町3丁目80番地先から海に至る。 右岸：那覇市首里石嶺町3丁目4番地先から海に至る。

7 条例第9条第9号の規定により指定する区域

(1) 次に掲げる空港の区域及び空港区域から展望できる地域で500メートル以内

空港名	所在地	設置管理者
那覇空港	那覇市	国土交通大臣

(2) 次に掲げる港湾で港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地の区域

種別	港湾名	所在地	管理者
重要港湾	那覇港	那覇市	那覇港管理組合

8 条例第10条第5号の規定により指定するもの

交通信号機及び道路標識を添加してある電柱、電話柱及び街灯柱

付 則

(施行期日)

1 この告示は平成25年4月1日から施行する。